

審 査 基 準

平成12年8月1日作成

法 令 名： 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例
根 拠 条 項： 第5条
処 分 の 概 要： 手数料の免除
原権者（委任先）： 青森県知事（警察署長）
法 令 の 定 め： 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第5条（手数料の免除）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 3日
申 請 先： 申請書は、警察本部交通規制課又はあなたの住所地を管轄する警察署の交通第二課又は交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：